鐵網録

二

特別
14
1919
5

38- 8834

宮田製

一二
宮田製

176312

○人肉の調理法

英國の大医ボーン子ストル氏の書を見るに人肉は之を初め
塩拔すれハ脆くして美味なり且之を蒸して食ふ
とあるの法ハ八月中旬の頃死して廿日を経たる後
四肢を分り皮を剥ぎ骨を除き之を酒精を注
きミ骨を除き肉を細切にし之を精塩を清水に蓋をなき
すれば日陰に置き度々煮のまゝにて表裏熱湯
能く干し揚くべしと又ラングスドーフ曰く人肉
の二あり之を按ずるに人の里人も美味なりと英國人
八角國人も一倍の味なりと

○象足の蒸焙及象牙の商図

英人サー、サミエル、ダブルユー、ベーカーが亜其利加内地を探検したる際土人の象の足を料理するを目撃したるに乃ち記す

まづ料理の順序たる先づ地上に深サ四英尺縦横四英尺六英寸の穴を穿ち其中に巨石の薪材を投じ火を燃し六時間熱度を高く発する時生料理すべき象足をんて之れを投じ土を掛ひ又其上に泥土を塗て之を密閉し暫く選を待ひ又其上に泥土を塗り次て之れを蒸焙とすること三十時以上にして之れを掘出すときは其足庖悦も軟を脱くべく今新たに其上に塩及胡椒を撒し次て之を食す其味美なること人を飽くべき所なり此一足次て五十人の餞

を醫するに足る或は又試て一商を試みしに遠く牛豚の味に勝れり又其の土人相互の商図按のごとき生じたるを見るに其のものを分つに此は今足の如き食せし象の牙すべて象の商も跡を絶つに象図庵なりと云へり之を未だ此利加産の象の牙は多く印度産の象の牙に比すれば稍軟にして又長く且つ牛角のごとき形を成す巨大なるものなり此を商図の大なるものは実に足るべきを云

○葉爾の臣と山易の送られし書状

山易の外吏の面接を求めしに公より西郎及主税之助より其書を公の臣内田

御書を作く、御上り被遊候て花すれば候

高橋

貴公様御奮て四年御勤仕被遊候段、世古光
達ゟ仰付遊候段、拙者外史聞て思召ゟ仰付被
為御尋、御事実集之集古十種、金弐二両加之
白銀二十枚御恩賜ゟ仰付、不容寄栄懼と存ル也
家産貧乏ゟ孫可申、誠恐感戴仕候、誰ニ数十年
御心力為成、得有識鉅公富貴ニ之泰次第ニ奉
存候不図更厚此賜ハ為本言ニ極ニ存候、早
速図元老母拝ハ申先ニ一同感佩仕候、事ニ御座候
亡父在世ニ而ハ為の祝かゝ被遊
仕候、此等之趣作恐可仕候ゟ仰上のとゝ
奉話上候、古集ハ未得詳詳候、追ゝ可申上、御御
礼旨、御座候、恐惶謹言

高橋

子九月廿九日

内田主税様

頼久太郎裏

○矢部駿河と大坂城
藩士国元ニ帰ル事ハ矢部駿河の後を追て曰く
子ハ彼教逆人といへども彼の守の安まる教逆ニ不存
子ハ所謂肝癖の子ニ其力を頼る所の家
高を折し小民を救ひ好高を
数之居の表と云ふべし又子ハ
吻者之の及ぶべきを子ハ其中ニ其
宜ハ抜きあるもの
制のなるを一二後妻決し
決して反者の人のあるを彼室

[illegible]

[illegible]

[illegible]

器鍔の痕数個所あるべしと云ふ（玉洋俗説要録巻一百五）

○休甫の滑稽

津田休甫年弱冠なりし時有馬の浦田原家に行く四方山の話の序に家に古き諸侯の家紋を刺繍したる伊達の陣羽織を見せて話を所望せしに一日事とし或八畳の琴碁書画を悉く出して寺僧を悩ませ遂に夕陽の栗毛寺に詣りし時寺僧出て茶を出すの杉戸に画いたる虎を指して茶を出すの杉戸に画いたる虎を指して休甫に茶を出すべきなり休甫の言葉寺僧驚て千俵もとめんと云ふ休甫の言葉に変ずるを見て驚きて茶を出すべきなり休甫再び来りけれども寺僧逃て出て来ず休甫の言葉に変ずるを見て驚きて茶を出すべきなり休甫の言葉に変ずるを見て驚きて茶を出すべきなり休甫の言葉に変ずるを見て驚きて茶を出すべきなり

昔一日鷹の巣を訪ひ雛鷹の状を質し且つ図書の本
巻を携へ鷹の図を余伶事を尋ねもて所々に
余の意に従ひて之を試みつりゝ云ふを挟むことのみと
乃ち先づ雌雄三雛を育ての一幅を雄
鷹山鶏を掴み先づ一幅を図せしむ
て倩々生ぜしに大と雄の雌を
を法とし模写せしに雌鷹の五図
鶏を掴く来る所の図を
地を法せしに鷹の爪
の通きさまの異なる三雛を画くの所以
邦の俗四の書を思ふ又偶然の婚ひを
凡を鷹の巣の前夜の図

高橋

イサ知らず我国の野鶏の飛ぶ時俗人の
採る図の図い所謂る画架宜しきと(今人)

○花術項事

関根金四郎の如き第一なる江戸花術流華道の
主原は何京の家なるも鶴を飼ふことを
少飼ふ「ある所余京河一百蓮花花寿
形略といくるに如きを
ゆるも古き鶴を飼ふ
ふ鶴や性ふ〜〜ら
鶴もふ〜鶴もこんあ里もかふ
二人行る水の陰んやちん
かゝゆこえけんかゝる話の意味を

べきと侍るし」云々此脇後馬にて高のりや石谷へ行
なんと古き歌を例とするなり
不浄物を取り運ぶる為に考を期しこの
を「肥をあくる」といふ「肥を取る」といはもこと世間
等面の詞なんとも「恋を有る」といふ少こゝろを
見えてかくハいふなるべし
芳の為あハ角うら髪を防ぎさるを取とし決して後
世のあく髪防を等書きする者ある者古き文書
浄文
一北女髪防物等文
詞なる為ハ
いよく為あのらんる(踏)歩情なるを調ちんく北御

文を書りて之をかりかはし或ハ客のんを脇く黙し云しき
まもりて爪を剥き指を切て氏神の三を御ひなり
錦裏ル
同剛 こしあのゝ商家へ行つて錦の香袋の下の木藥
へ行つて四をめをと銀袋を買て来や、そして帰へり
お針卯巳び綿をちつと貰つて来や
とあるゝ為あお指切りの準備を記しとゝ
恋七の風雪文くしと義北祝ゝ於て一個の祝
式とゝして存在しとゝきさん公(遠)文々七弁之と同ゝ
起御ゝを書き入墨をしとゝ川柳
冊の先ハ夜文の脇ゝしゝびて花
とあるゝ北ゝあゝ一針を無ゝしゝ又泥坊御文

と称して盗みたりしかの家格の例
の状を出すあり之を永久に保存して売しあ
答うにあり著名なる高僧の前なる北條氏
状の様なる心家の前なる形容を異ひして云ふ

○村井を黙視する

来四パルチモール府なる有名なる美術品の所蔵家ウル
タース氏の珍品なる弘法大師の沙羅氏或
る年仏国なるべしときき其切なるを喜び一面四葉
井を購入せんとしあるとの知らせあり仏国に寄贈
を第一時天の勅閣もし状を言ひしかるに五名
夏侯者人墨ありし地方の砲術の模様堤俊
なりて四面を雲ひとる安土なる安土の実也

高橋

孫兵の勅語する等皆活動の様なりて紙上業々の
彩なるものあり四七の鎖鑰なるべし北国の全体八俗
と称して孔子の言なりと雖も作者の意も言を注
ぎし小さる所の兵士ぶ鏡を執りて拭ふの眼鏡
一々敵を余中し仏国の之なるなし其鏡八皆言兵の
頭上なる空に浮動の様子なり（本宇伝道業徳二集）

○狩野探速の面の迫る

探速交際好る言葉隆なるく表立冬を其鏡
を書す性等るを嗜る文の姿江戸を隠て其法を
そなび又伊達庵に就て祝言を修め殊に其つ
（之四）の言を言ることとなし御伝其つの人なる伝

り八龍八角を屏風に畫く精彩奕々猛獸人を驚ろかす
黄門視て之を愛賞し近習の士を顧て曰く探題八十七
何を以て要とするや曰く畫家の常
を揮ふを以て要とす唯夏文八中隱り宮をあき往
来を距み酒を酌み文章を談ずるの学を尊ぶ
黄門微笑して曰く此の学和を貴とす
黄金千枚も何の益かあらんや悅いずくんぞ足らん只々富を
の於ゆ聚めて彼の人の砌のみと探題俗のあく盃を
手にして言へる傳の人於致教千訣あり米芭各二個を
夏に糧を教ふる厨義宇皆ちな彼の皆ち文字を
印し前後連續して鈔仮板を設て言へる事
馬を止め濠を乱て米芭を持ちて居りも

高橋

六月中旬人馬共に休らふる探題八其の形ちを
もとめんとて芭を賞し見る時門生急に先て曰く水豪
の使者来れりと因て之れを客室に招き黄面を以て使
者に探題もの海俗なりと家に國米二石芭黄
金五千を贈る者を遣へ且曰宮ちに持ち所の米
即是なり探題五十文を乞ひ十石の
の印を捺の八日に黄門を黄門之人を遣て招き
門々多ゆ法印の素よりもあるを見ること
探題遂に仏法大師の事を業い言中山に登る
傳言屋に隨て大師の事跡をあらかじめ三年之の内
本坊塔頭の屏障及仏像等其書く所のもの數
しばさと山を下えんとする時一山の僧徒ま僧ら年

あを賜けてんとす採歩之とを
掛ものん 摩石 飯 義千吉を
鬱陶の弘法の手書をもて
して四くの長あ長をもて
千大師を慕ふの心を
ひとの志を感じ給
うこと法しの乃ち求めて
○晴雨の定
十八大通の一人晴雨
りて初めて晴雨と称しまた十晴ともいて年来
隠し晴雨を改め年来
晴雨の八十歳の頃
高橋

りしかば手代者のその通まき男をうけ
の手のありて弥ど困りけり晴雨
来るさまを男を捕伏せ事
後のあを先人の力を羽押
りと或る晴雨のいひけ
五六の年の知るをみきし
思ひて後さいりしの
彼者の手を捕ひし時
代ちんが彼者を
甲子夜話

○錦絵大阪化者の記事に関し曲亭馬琴の作家[illegible]

天保十三年十月水哉城州の土産絵降[illegible]

[illegible]

[illegible]

御吟味の上停止の錦絵を責方等不埒の由を以刑
錦各三冊之文被仰上の由申
合巻絵草紙類去年掛名主改相済候中書之儀
ゝ未だ書改さいまも再改を受候書改すべき旨
掛合候ゝ板元ゝ中法度ゝ天保四年七月右改文
書表紙絵の儀さいまも墨摺墨二
三遍の儀ゝ役者似顔のゝ名ゝ記入木直し改を
き名ゝ候ゝ何度も御答ゝ手数のゝ
ゝ出版不相成由ゝ比度ゝ
ゝ何度も
ゝ出版不相成由ゝ比度ゝ
ゝ出版不相成由ゝ比度ゝ
ゝ出版不相成由ゝ比度ゝ

寺つゝ次右衛門八御家老堀内武兵衛の長男なれ共
甲斐守殿有所なりし故に（こゝの訳も四く静
和今い後日の事共の家来男さてゝあるを
人々の御預けなるみり堀内初めの
事ゝとゝ（ゝ）ゝ有かくり後ゝ北ゝをきゝ
此をこゝの紀年）御以味のゝ右兵衛は
新殿のゝ丁ゝ屋敷を引ゝ上ゝ拾ゝ但し
第五番八丁ゝ屋敷ゝ平兵衛方ゝ初番ゝ四番ま
ひの拾ゝ平兵衛方の長屋番ゝ八丁ゝ屋敷平兵
衛とゝ屋敷ゝ味ゝ右兵衛の拾八何ゝ
有ゝ傳馬の形ゝ清水ゝ拾ゝ
先年伯耆守ゝ

所ゝ長ゝ屋敷ゝ内陸ゝ右兵衛ゝ初
番二ゝ番ゝ出殿の民丁ゝ屋敷平兵衛引ゝ長ゝ所年
家敷後所ゝ何ゝ出し長ゝ敷市右衛門ゝ
所八ゝ屋敷何ゝ清水ゝ林大学殿ゝ被
問今ゝ大学殿ゝ北ゝ屋敷ゝ止ゝ
既出殿仕ゝ長ゝ丁ゝ屋敷平兵衛ゝ敷後所ゝ
又ゝ九ゝ五ゝ長ゝ平兵衛内ゝ拾ゝ剰五番ゝ
長拾ゝ主ゝ右衛門ゝ内ゝ平兵衛ゝ五人組ゝ長
平兵ゝ主ゝ年ゝ内ゝ平兵衛ゝ五人
犯罪人ゝ清ゝ主ゝ敷所ゝ長ゝ
天保十三壬寅年八月廿三日江戸ゝ長ゝ一件長
新殿ゝ武兵ゝ年ゝ平兵衛ゝ所

掛ケ家財ハ書ヲ下サル右書ニ記ス板ノ雁金
形ニ彫ル迄料十匁ヲ以テ彫刻料ヲ板木
ヨリ出ス彫料ニ五匁ヲ以テ右彫刻料ヲ右彫ラ
ヲ上ル又ハ一件後ニ高橋ヤ丁子屋ニ出ス衛ハ
四月ニ初ノ時ニ彫ル小倉屋ハ三十目ノ本
表六歳ノ男子平吉ヲ立ハシテ手代等ニ
給ス

四年六月今出川家ヲ我田屋武兵衛ノ板元ヲ彫ル
右衛門ヲ何ヲ為ス為ニ作ル作者狂歌
ハ作料ヲ祝ス老ヤ吹味ヲ為ス作ル
ニ其作ノ名ハ彫ル板ヲ出ス又ハ
行後ノ彫ル迄年作渡世不如意ニ
高橋

板ノ長サ三十九間巾ノ板ハ長サ三ヶ所ハ
いたくしてコロ辛くして諸出し則ち有り
出し先ニ元上ニ元ニ板ニ下ル
ハ未ダ出ス先ハ代ニ又彫板ヲ
ス

彫名板ノ中程ニ小十人組十番隊ノ長
四郎ニ長ニ漢ニ彫ル武ノ長ヲ
ス平ノ為ノ御飯ヲ出ス本所小松川辺ニ地人今ニ
五ノ五二月ノ比ニ家ヲ
おきくし連ノ為ニ長ヲ
ーと云ハ番ノ為ニ家ヲ未詳ノ為ニ
四ヲ彫ル者ニ地ニ御用ヲ彫ル

素元つをとり出び石の股さくと見捕しるべし
松平肥後天保十三年五月下旬發す九七分
けのうちに田畑海岸の松之船をもら被見捕
四方の所へ出て海岸の行者
百の年二十歳許なるべし此の四年八月十五大郎
五人使し芝神明前へ行きし所和泉屋市兵衛
の方へ泊り寺へ出るべし此の如し

○藩内游説者紙物の服す

忠邦方中とめるべし弘化の頃江戸を改革
ちんとする時先つ側用人藤田虎之助の邸
十三家の向を為しむ是を捨て老臣水野の邸
の方へ公命を伝へ謁を請ふ紙物公務執事る

[illegible]人数を伝へ事済の後紙物事
を請ひ禊を為け人衣裳数所に
[illegible]
[illegible]
[illegible]

に止まると曰ふ故に如何なる器に弟子の業を授
ずし許のものを以て指定すべし弟子の業を授の効
完全なるものなるを思ふて再び上申すべし弟子の修
得を試みるものなるを以て一席を設けて一も錯誤
十三年初めより常州に於て
し来たれるを以て曰く
八年まで
さんよ氏に
其の風采実に
事の如と
○理学講話
博士キールの説く所に人の体中まで
もしくは四十二人の血液より黄鐵氣を分析すること二十四
磅強（二百九万十八万四百五磅）の鋼刃を鑄造するを
但し一人の鐵分は平均六十九万五千五百
英国ケンブリッジ大学の解剖博士マナリスター氏の
トインビー銃を作る法に倣ひ
の鐵鞘を一ツ完分け其端
其長サ八英尺
とそれぞれ三「ハンドレッドウエート」（四十貫二百四十二
三百二百）の重量を引張る
博士ヂオボールド氏は甲
解明し之の法を
ーン（三百四十四磅）
もしくは自己の重量
千三百二十信

ちゃ立オンス半（十一匁三分四厘）の物のを動のすくなるこのごとく此刻金を以てせんに金百五十磅あるの人ハ十九万八百磅即ち九百瓩（二萬七千二百四厘）のごとく動のすくなる刻金なること

統計家テーンの説なるに依れハ一匹の蝿の眼中なる一万三百五十個位の微塵なりと又新奇の大医バートロリ氏の尾ハ之を切割して百の中なる百分の一を得べしと氏の言を試みに一撃の尾を切て之を代氏の脳部に移接せしに恰も自生せるごとく然して自在なる之を動かすを得看者をして驚嘆せしめたりと云ふ

米国ラム士マツカテイーの発明なる接ハ蚊ハ其の九分間に一人の血

動かすことあること

沛と獅子の強弱とを較するに獅子の前脚ハ虎の前脚の強サの六割九分九厘なるに後脚ハ虎の六割五分九厘なるを以て獅子ハ虎ハ九人を要する刻金なること

○米国測量局長の豪氣

其事業の学校の図書米国測量局長と称する詩翰四の一小冊あり米国測量事業の沿革を叙し

ラムフォルハルパルス新少ラ浦を発明せしこと内南初測量事業を興ナレド、アール、ハステルの言行を叙す則ち左のごし

一八八五年ゼフエルソン全国人民のために岸測

暴徒を後ろにして徳陵の走てし徳陵の走るを
所とせしハステル氏を測量高木と共に共に
教育すして徳陵ハ測量のるを知らざるの
之れを以て氏の業ハステルの任を解す
とし先つ局務の寡況を調査せしめ人を
生ずしこのハステルハ極めて性急の人なれ且つ豪邁
為るも世を嫌ふるの人なりしこの徳陵の今下
とやくや勤務して同じく地籍を知らや地又
何物を個出せんとするや片腹いたしとチメ付けるる
に徳陵のまゝ地籍を通すべきなれ単に紙
いまゝ只唯さとして拒りけるこのハステルの情熱の高止ま
す同じく地籍の業務の何物なるを知らざるを調査

ちとする而行けく我れハ為にて冒人を地のあき
を詞の長と辞を交ゆるの略なれんや世疾く陵を
辞りて我う言を家う陸んと伝ふ為ゆも詳うる之れん
を後に市ちと
北人又自己の為るべき伝記し仕ふ大花事務長
レウサウットブリと徳伝を半絵る大徳銀ジヤクソン
の直戦を仰くるものハステルハ見ち其日前の出て
自ら其切を述べる大徳銀同じく卿の妻ホス
る所めるハステル氏ハ六千弗を要
すと大徳銀同じく男て地人ぶる大花る務長
の伝記の苦しるあやとハステルつと相るを
ち大徳銀を一瞥して同じく大花る務長の苦

しとや何人とても人の人とりて見るの的なるさや大義名分の義に長
ゝ位するの人の半国刑罰するの多し況孝謙天皇もまた
意中ありしの我れ唯一人の女何人を我れとなして彼れを
ひきまゝ云ふを我れ云ふと大臣欽之をもて憚る或
まゝ新帝乃ち其請求を許諾せり故に大臣の閑情
或時大臣欽ハ地寺詣を以て興ひ居の一と云ふ
と

○天皇御所の芝板上皇の流を云ふ

水野御所の所司代とあり方部の所なるや光格上皇の京都
所も所く屢々御宮を賜わることあり後上皇大御の際
に仁孝天皇朝覲の禮を受けさせらるゝとのこと
なれ忠邦時の老中として汲々たる有り軍家齊公

高橋

に向て御拝勢人萬為を献せしめ後上皇の崩
御し玉ひし後洛白齊司所司家司式部丞輔某をして
鳴條と云ふる御宝を忠邦に賜ふ且つ内命を傳へて曰
く是れ上皇の御遺物なり武尉に御遺物を賜ふ先
例なれハ改めて所存なり然れ共其方に古くより
傳いる御物なりて頗る風雅を書き御画ハ朱塗にて
桐の枝に鳳凰を彫り金を沈めたるものなりと美し
忠邦の宝を善くすることを愛少に差しけり
是の御遺所なりしとなれ又上皇忠邦が志中とを
御孫千代姫様を移せ給ふ旨を聞し給ひし玉ひ密の
ゝ女房の口文を以て城内の忠烈の氣所なれ不平なる所
なし軽々と思し召す所なれハ能く時勢を者と

同僚の嫉妬を買うに至るや、諸侯これ永く功を保つ
へしと仰せられし事あるしの遂に重任を仰せ上皇
の御威を恐しくせるに、威張りをし
天保の改革に速邦国に其事の可否容易ならざるを
知り、諸藩の家臣の嫉妬を買うことを期し、登庸の日に
家臣を召し、状況の中を握仮をのべ、自分の
心懷を寫さんとて、交々あるしとなり、誓
中なる事を御元中の書簡を以て倒さるる顛末
を終に倒さるる顛末のことを記す
所あるも一切関知せず、是の一事のみにても事態の危
迫せるを知るべし（陸文叢書所収少年雄志序）

○蓮田市五郎の獄中より井伊大老を殺害する旨を記し
たる遺書（安政六年一月廿日の史論第三号の所載）
其中に曰く「斬奸の仕組約束等容不極也、依て同志打寄て
死を決するの考なり、今も拙子等と義の強い気を
以て事を為すと云へども、信や刀を抜て切合も聞合も聞と不
知、只無二無三也、眼はのくくく、志人はむちゃ安
試念秋者なれば又一段秋者なり、さすれば大事の本宜を
達せんと欲せば、大切なる者一人三百、一人十人、其人の
指揮を仰ぎ、協力して切論其人下知して且本懐を
達し、一同引揚近し、其人下知をまちくくなる
べし、況人や自訴の義い大切なる人、引揚の新論も
さめん、其人の才能をいろく申出来、其依極

ぬすと思つて四十七士の老母氏を討しはく、大石一人を事
密に申達しやう受たれども、一体本所を達せし上は一同引
纏り内蔵助伊予殿に自殺の段申達すよ
を、切るもあり、切られるもあり、其内蔵の老母の組
不知その内かくの如くに云々又曰く「十二日許宅所へ来る、
四人の死骸を舁、塩清いたし、出して人まをして其此
名を云いしに、全不受潔ぶるる、日数を経ぬ其人の
衣類あり、夫は山口屋と助、庵原子三次郎、
稲田重兵衛、鍵屋弁蔵、四人なり」云々

○井伊太夫殿家の老臣を侍従する者の話

井伊大夫殿家の老臣に前項義士の遺骨もあり、侍
従者の詳細なるを如ずたる銘まる杵築藩高寺寺

長興寺住職を隠左見抜の話を落語あるの話
宅本にて聞仕まつり申しあるもこゝに轉
載して他の話の便とする
宮下騨之丞何事ぬやらん親見為宗大名家臣
の乱検に為の所舁者も不相見大下水側にて
者と白鉢巻なるき小袖の者とあるにこれ切結び長
り方其拵真剣に程陽にて合うて者ども
の中に大なる刀を又鍔元際まで合いと勝敗仕
忽ち四人切倒さん此の即大下水の方へ家敵ひ者く
者の所の迫達かと大兵の男一人並脇の男一人な
所を目がけ拵て上下着たる人を引出し一人は脇
中三太刀程打ちかマリ杯敵ひ拵の言三度付い

たゝしいと彼の大兵の男首を切り大音を発し其形前
仏駐と不動尊井伊掃部とまぼ〻間之ゑ〻有佐
主的井伊方と切り合其首を三人して守護しの比
此の者〻引く跡も接戦所ゝ有ゝ者ゝ追ゝ
倒れ者と敵方何れも日比の方〻立退き彼の
首を脇ゝ有ゝ立髪ゝ深手負ひ有ゝ者ゝ一新
服の体ゝ人〻ゝ跡ゝ寄り向の者ゝ持行く首
を見て其れをやッてはと又立直て取付き結局
の者ゝ見ゝ思ひ〻ゝ体ゝ有ゝ敗ゝ其体も義
兵の於ゝ見ゝ思ひ〻ゝ敗ゝ又敵を追行
是も首級[illegible]あり是も深手の故ゝ有ゝ
彼ゝ亡骸を者ゝ花の中へ納め者ゝ舟ゝ乗る所

中々歩行も不叶大隅守屋敷下へ入ゝ寄り其体美
豆者人ゝ倒れ花ゝ有ゝ跡者ゝ向ゝ有ゝ跡者ゝ引
有ゝ者人ゝ者ゝ者ゝ花を舟ゝ乗扱け血の下けゝ者ゝ花
脇新の者一人是も深手の故ゝ有ゝ者ゝ花取附
深手ゝ者ゝ者ゝ花井伊方者ゝ有ゝ者ゝ花
色々の出ゝ者ゝ何れも鎧袖櫓棒杯抜出ゝ十人あわて
ゝ表ゝ大隅守者ゝ者ゝ跡ゝ上下ゝ者ゝ
ゝ者駆付ゝ者ゝ制止ゝ者ゝ花ゝ者ゝ引ゝ者
為供者ゝ花舟ゝ者ゝいづれ〻敵ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ見ゝ者ゝ者ゝ者ゝ跡ゝ行ゝ者ゝ
ゝ不申ゝ者ゝ接戦中ゝ敗ゝ者ゝ三歩ゝ者ゝ至ゝ者ゝ
相済ゝ

○畫工の言語

或人曰く彩繪の怪異なるかくの如き其畫ける虎の畫を見しに我邦人の畫けるとは大なる異なる所の生るときは毛色すべて海黒を帶びたるうへ彩繪の人は生きまゝあたゝ生る虎を見るあたゝ畫も亦能く生きたる畫のごとし我邦の人は剥ぎし皮の毛を見るあの皮毛を黄色と彩とり而は猫に似たるもの多しといへり是に似たる一流あり或る畫家鯉魚を畫きけるが魚商之を見て曰く此鯉は死せる鯉なり鯉の死せるときは黒眼中央に在るも生けるときは切て侍るに在り家の花も之を用ゆるが如しと此等の類

○巴図の説

高橋

大学医学の教授「ワグネル」氏の説に古聖人易象を作り二三を陽とし三三を陰とし又陰陽循環して彰りなきの象を示す為めに◐の図を以て示す蓋し世之勾玉と称して珍重するもの其一片則ち此の形なり又此形は萬物生成の模象にして動物の胎生卵生に限らず都て植物の種のあるも自然に成脱して落此形あるもの人此言語を以て之を作るか又往古の人は天地を尊敬したるものなるか則ち勾玉を或は襷に掛けたるとして今世の守護符のごとき神社を放たるして貴ぶるに至る祇園社のごとき神社に多く三巴の紋を用ひたるは是れ或は又一片をかくして天地人の象りなるものなるか

○塙保己一の逸事

塙検校の一女となるゝ言傳へしまゝとて塙家のに確と伝はる校の逸事一二を書つゝんんたのめ

○大人男ゝ妃あれ江戸なる的衣替の服をまゝ麹町なる人なる之を脊買ひて出られゝ今に此家の宝し御寄一れと称す是八林大学頭の舎弟なる行なること

○笹山摂津守殿作事奉行の家く大人廿年の折拙庵に出入りけるが其事者に大人と言せられ其方八麻布くて居る事のさま吾多見くるゝ他なるゝ八色ゝをいかゝて逢十之を給てよりて主変を色々世つくゝること称のことなし

と

○六ゝ井山伊守殿大隅守様の妻某女の

許大人廿年の折拙庵に通ひしこの方に成るとて和書を深沈でゝ其ゆゑ八牧牧の中ゝ死て本と深み大人八牧牧のみなるし由手を伸て之を少きゝゝ八牧を撫ふとなく氣の敷ることなきゝゝと

○同某あうた某花形を辨ひ求めて大人ゝ與ゝ八ゝ

ゝの方大人のまゝ称のそゝめゝを大人後ゝ方まし

まゝを称てゝ不すゝゝんをいと大切ゝせられしといくゝ

○多くの書者ゝかんのゝきゝの方れ大人八志ゝゝ

歌ゝくゝ打ゝ曲ゝ角ゝくゝ塙清ゝゝの色国じ高める

やゝにゝありける又色ゝるゝの方ゝいはゝる振ゝ寄もて拙

の間ふの保ゝゝ口ゝ撥こみ食ゝと

○頼山陽壮歳志を起して日本外史（海内）のえらびをの引用書類を大人ひたすら探索ひて その少けるがまゝの名目をやかて外まゝ掲げしまゝと

○世の拾枝八歳五金あることを絵解もなるこの八大福有ることゝ思ふ人ハ恒之一銭の蕎もゝきの丸の数四の俵紙あるき大坂の路の地に二百五円家の業有也あ長衛ル二ヶ百の一百俵ありしと言ふ此当屋も俵ものを貰しとゝ考ゝ考ゝ

摩書類紙刊行其他書籍の上ヶ用ひしこと

本朝賢人伝ゝ拾枝嘗て百人の扶きる所ゝ通ゝ人の廊下をこゝしのあ拾枝之を聴き後ろ四ゝ足言ゝ

堅ゝ易書ゝあゝ其四人ゝ主人曰く

高橋

不ゝ拾枝出人曰すして曰く足言河とゝ言ゝ長ゝ

ゝあゝ人ゝ乃ゝ主人ゝ之れを覩せしもの其人家

して西瓜を一袖ゝ取もと言ふ

同書ゝ四ゝ拾枝嘗て一琴を弾す自ゝ工ゝ命じて

作ゝ詠ゝ其面ゝ和歌を刻ず其詞ゝ云

月花ハ我のみゝん人ゝ

天に行くゝ拾ゝ拾屋ゝ言

○百ゝ家ゝ四ゝ拾枝一ゝを水母子とゝり、こハ水母蝦の目を借とゝ言ゝとゝ、水母以蝦為目と言事、越絶書庚談及び楷叢談ゝ有ゝ拾ハ其下獨活農曰全諸ゝ見之ゝ

○法印葉川典侍もとより面を
向ふ前の足つまだてに写法印葉川典侍
よくしれる郎過よあつかりけり 寛延の頃の、彩舟人
来りしとき、葉川院も仰まうかの旅館へ来りて書
をんど論じとそしとそ 浦見のとき、かたなる拝揖三度
をまうる、この人潤色をこのみけんへ、拝揖をすも学
をうかの四ようもおもいのとちの対面を、なるとんたちをし
拝すべき、略してこそすべけんと思ひて、ことに面で拝へ
手を搭してかしはくるみ、すしとる体をて拝のすの
たちけんへ、かの四のようもいとよろこべる風体をて、
はくるみつくせめくこそ拝けるとかたらんけり

○平田篤胤家その景状

高橋

貴田の月の十五日篤胤家その景状を叙す
やはりこれ方又其一二印を叙す
孫井高雄申度度庵胤は猫をお信ずるあり
非相といふ事詳なる丁寧なるうえ其事物
之ほかに乱雲和相供あ事あるいう家石まるも致
庵死其後猫をもし、或る人、れ物そ江戸
在之大福長寿殊らお客の問ぬるて眷胤学問を
ぬみ博論庵才の面を侍中仲人をして我娘を篤
胤聖先ら、外書を一銭も見徒くるる相成不申先
得共その間を付ひ之諸雑事ぬる祝成仕迄り
一の事といはもて、ける胤学問いたし右をめを聖
申先方ら身上勝手向之儀ハ右女之在所ら使

後ハ勝手の者ゝしみゝとなりて支南的ニなる家ハ宗桂
歟法住坊歟之長家ニ成ル高貴ハ十五関甚ニ成書役
等も有之ニ高帝ハ存風若志和等ニ成ル
り後ハ人も自不申後ニ得たいつゝなる乱ニ成ル
事も多ニ後得たいつゝなる乱ニ成ル
不申他之大家ニ成ル男二人女二人召半ニ成ル
生等ニ無ク遂ニ成ル代るく有之入つ
も多ニ後ニ成ル高ハ可れ之処ハ高ハ見之後ニ成ル
如後ニ御座後
高帝又ハ後ハ存風中ハ我等ニ有之生
事ハ後ハ追ハ有之及ハ後ハ他ハ有之
成後ハ振廻ハ可ハ成ル高ハ

高橋

を申ス武何他大きニ家ニ成ル高の他生ニ
申し又ハとおのしく有ハ存風の起ニ成ル
ニ存風ニ成ル後ハ他の後ニ成ル
ニ成ル後ハ夫ハ其許平田の内海を以
ニ成ル後ハ他ハ他ニ成ル後ハ他ハ
勇大福長ハ有何ハ他も勝手を相申ハ家も中く
ニ成ル高ハ後ハ後ハ是ハ無ハ勇の
姫ニ成ル後ハ一代の内ニ成ル高ハ二ニ成ル入れ
ひて後ハ高ハ高の他生ハ珍ハ成ル後ハ
他ハ高ハ高ハ高ハ高ハ高ハ高ハ
ニ成ル御座後ニ
後ハ後ハ後ハ後ハ後ハ後ハ後ハ年の後ハ高の国ハ

[illegible]を流し寺部より出ひとる浮へ輙事論議言之
各秋の外の[illegible]と云ふ名[illegible]翁の行狀又少紀の
一節を摘記す
江戸[illegible]もとの妻の[illegible]傭賃して大八車[illegible]又大阪
隊の辯[illegible]所[illegible]も閑を偷むして[illegible]を淡西一日
隊中の徒「ムシ乳」を[illegible]「ムシ乳」とは貢[illegible]
の言を逆ふものを拉殺する[illegible]翁一日其
性[illegible]感し狗死の類[illegible]ことを富[illegible]高[illegible]の名
優市川團十郎[illegible]伝して第子[illegible]んことを[illegible]
十郎之[illegible]を流し[illegible]を[illegible]ことを拾めて[illegible]
しこと
翁の浮瑞[illegible]を美[illegible]

高橋

○浮氏傳

塩屋[illegible]或る[illegible]特[illegible]家の畫師[illegible]して浮[illegible]
傳を[illegible]の畫師[illegible]先づ[illegible]を[illegible]奥
女中のうち[illegible]浮氏[illegible]
[illegible]ハ特[illegible]の家[illegible]固[illegible]承[illegible]
[illegible]ず女[illegible]
[illegible]
見申すこと[illegible]大納言家の御[illegible]
の[illegible]
と思ひ[illegible]
して先げ[illegible]畫師[illegible]
浮氏の事[illegible]
へて[illegible]

[illegible]上世話[illegible]

○[illegible]

華山の退隠[illegible]の[illegible]華山の自[illegible]七[illegible]
[illegible]載[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

（前田氏）私十二年の[illegible]日本[illegible]
不化[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

高橋

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時雨千万く降り来り兼八九寸程つもりぬ之れ
男女つれ立て此を拾ひ集め
（長崎にて太平記を言ふ人多し）
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

通常山刀を揮て之を割ることを例とす一日通常山刀を揮ひ木端を割る譬つて前の拷問を新る世間幾多の意見八面萬端を終て之を行ふ者多し然れども之を以ても通常あるべき如き事なりの疑を生じて江戸の城役者に成られし萬制役者あり役者すること許さるべきや而して通常あるべき物なる加賀の侯の侯に拷問する百姓の家族を問ふに刑を通常す公事奉行通常の法に四を拷し乎切の拷問の法を拷問の法を拷問の法を

のセ首を突けしむ石ハ蔵そうめ太傷て傳り
柱をくくり立、下四方閉塞ひ泣こす
一右石抱く最初土ハ板も積めば大抵の奴ハ多く気
絶することを次て之れをそくめ高吊せさんば口を
開て又板ハ水あけ一枚を拾し高吊せさん又一枚
を拾すること初一日に十枚を抱うしもこそいま
めこと
一斯く土板つみ七枚つみ十枚つみ四五枚つみ
ハ悪く苦しきものあるし口鼻も泡を出さ又ハ血を
吐くものもあり斯も苦い
力を拾ても石を動かすサアどめ〳〵ととりこそ
脛の肉へめり〳〵と真赤くひしまん立こそ骨も

高橋

砕くるけり共共痛め泣叫や
一時間の大拾三四時間の苦しみ
も拾すこと能ハず大拾の四人ハ六七枚すん或ハ絶息
し或ハ疲れるのめくいびきをかき殆ど精神恍
惚そこのめし又拾ても死やしまた
ものとして吟ずるこつを待つあるやの眼を細く
明け後人をお眺るも斯ても後人を
そ四人の息を伺ひ石の数を拾す四人の絶
命とさることを度々とすこそこそ
一又絶命すこそやの度々こそこそ四人の足元
ら色身れ変し来り直ち上直しも股膝のみ
る平らも苦ら長、云時印ちんん三分の蓄ち

注意をなす
一切の手も尋も主任典力の腕力一つあって四人の生命
八方を風雨の秋芋虫の夜よりもなくなくなく一歩を決
めハ死を決して生を大切といろいろおそろしき役柄
なり
一斯て新宅の普請とり必ときハ打役の命じし石を
御さしむて男も女人も打寄の熱を達ふ元片付
なり四人は釣合をのの仰付ハ七腎所は氣
はと冷死を持つて年内をおき送ること人をこんを
なり
なる所迄去五月なるの核石をあらため結束を記
しも其他のあるをひくらむ

高橋

天保七年午七月朔日より柿屋を計致掛る場所
を橋大坂へ墨定義を致掛る度数
午七月二十一日、牢内、傳敲、石十枚、不決
八月十一日　同断
九月十六日　傳敲、石六枚、不決
同月十九日　傳敲、石七枚、石決
十月二十一日決　但傳さる内去状
未冬月九日　傳敲、石八枚、不決
同月十一日　同断
同月十三日　傳敲、石八枚、不決
五月十日　傳敲、石九枚、石決
閏七月朔日より十日まで八度傳敲、石九枚、石決

閏月二十七日　傳敲、石七枚、不決
八月十八日　傳獻を、石七枚、不決
似し書四的六分九的六分七的也掛五、不決
九月二十二日　傳敲、海志者、二分的五、不決
十一月十日　傳敲者也、石八枚、不決
十二月二日　海志者、不決
申二月十三日　傳敲、石九枚、不決
三月二日　傳敲、石十枚、石決
四月四日　傳敲、石九枚、不決
四月十日　棒川法七分（鈴者の）
四月二十日　再棒川、不決
似し四的六分九的六分七的也掛五、不決

高橋

故に所為沼を為あるを見て、はるる

○伊藤仁斎一本ヤウル

乗馬の退閑新沼は曰く、並河勤介、伊藤仁斎の弟子なり
しかる道を見ひらきたるところあり、けれども仁斎の許へ行て先生
は道を見給ふやあやまりあり、けれども、いとく論下なり
仁斎もまたそれを座して論に論じ論じて論法
なるところ、仁斎しりぞきて於ものかく侍る
と云ける、勤介、その所を、とらさまく先生首をもや
まりもの、是ならず、とそけるに、その者、松
事才義あり、けるに、まもなく進みて、勤介の論こそ考
く、先生ゆりき、先生道をあやまりもの、ならず、下と

さることを詳して云けるこの論えいさいの所をもなぐ
ひろもり物語るとりけるの仁方の事を物がたり侍し
けるに方いと深く感じ、はげしき志あらはしよ
もなうしかの、そのきく所をはげまし大う祭り
てけりの論後に天地オ、の目の論を、斯道を指したあ
やまりをもが天地のうるを立べしと定くあるを、その
序をおもて瞬を生し侍るを笑侍のあるをげく
かるぶ此くけりと、後るをの序を天地人論をし
書るゆしをの金をかたりけり徳山侍従の醫阪本
玄菓庵るるるの才義の弟子れしんこ医ことを
をり、此為金をかを侍りあ、勤仕の見い天民遺言を
くはるるあり

高橋

○

同じ云く隠岐の地をそうなるあいだしへ侍くもて
来てあるなるあつくるるをそ

公家のあるのあるく新夫里の山で、「栗を呼るるのついたやら」
公家をりをとを空名陽方けが、其の小毫の月がほてる
あるといあるを隠岐の地、加夫里に、のる侍てあ侍
多の市場の碑碑市この地るまりとをし小
毫八をの毫の多をのかをわるを隠すくるる、その栗
守のあれれるやありけり

○貴山長の御所物語のつれ

貴山長の御のり紀を摸筆して刊行をる寺るを内を京
り紀の断片を収む金人義侯の陳言を山人勤を家を

御所をうつされ江あるんぬるのちやと詠みもて行くに
果しもむかしの方を一二節とおぼゆ
（前異）華さく春もいと江の回むまるまも禁中月麻
上下さて江に氏と同トく下さて御つを入て院冬所
坊城勘解由長秀朝臣入て布むきて　禁裏
つらを入る杉山氏さるこのあまの方すこと家の家士の
まれ所さる所さて大殿の御まるを待つ殿と坊城朝
さる庭上渡りけるに御所さらぬめとたしく
禁裏殿前庭上を門回して御所金大殿の
式を手あるんける月花門の通りさて平田氏特寺
さるものと御節会和歌さるあるとる昇
殿さる内弁ハ鷹司左府殿上卿ハ大炊御門殿

高橋

橋殿の井鷹情殿とそ見くしハ仰けハ天象ハ
星の位ハ星のたび　皇院御と寿祝長久の志
さしと嬉しくて手の舞を踏るを知りて何
思つすも進みおるんたりけるに後さあく義公家
の立並ひてさいやく殿さ志をけるハ江先ハ
金の袖を引て出つ何ものと云ハ心鳥帽子のひぶの
元んとる殿義公殿を殿ハ物をさて公の後をさて
光ひさいやきとんハ義しきあ殿ハ
と思ひしまく出ひぬと答へける云
三日乙未節会の橋本殿元菖子殿と芙蓉の宮
人仰出ホと御出のて境所御つを　禁裏
日殿御つる殿ぶ法　雑ハ入るを待さるとの

[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]大[illegible]の[illegible]と[illegible]と[illegible]禁庭
の[illegible]の[illegible]年を[illegible]と(此[illegible])に付金[illegible]
あり[illegible]法[illegible]の[illegible]医士せの[illegible]を作し[illegible]と
いへど[illegible]士[illegible]の[illegible]し刺[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]七くさ[illegible]の[illegible]を[illegible]禁[illegible]と[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]御大[illegible]と[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]の[illegible]

○三面[illegible]と藩[illegible]三[illegible]の交[illegible]

三面[illegible]と[illegible]
今[illegible]

高橋

[illegible]の[illegible]と[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
近江四藩生家の一族[illegible]の下屋敷四の生[illegible]、力強
く兵の道をも熟く[illegible]心[illegible]き壮士[illegible]けり、十三歳
の時[illegible]の太[illegible]を[illegible]て小[illegible]足利[illegible]、天皇を悩め
[illegible]の[illegible]の[illegible]も[illegible]わ[illegible]し、古き御世
くの山陵の荒[illegible]て、人の[illegible]を[illegible]、[illegible]式
の御制の表を歎きて、[illegible]山陵のあ[illegible]を、みつ[illegible]
[illegible]て、[illegible]て[illegible]花[illegible]を採[illegible]て、山陵志と云書
を著[illegible]し、[illegible]志と[illegible]山陵志を[illegible]
[illegible]の[illegible]に[illegible]も一[illegible]を[illegible]て、まつ一[illegible]
[illegible]て、いさ、この道の[illegible]を[illegible]ひ誠[illegible]、[illegible]
公[illegible]の[illegible]て、[illegible]生[illegible]思[illegible]けん[illegible]

八重人もとも七年、三年をうつもるけるに、職業者の一の志
の教の解るを教者と為ハ教ハ教の道ハ
学ぶやうかつりて、已に重能を有をも淡を為ハ
ハ学ぶ道を語り相すると云ふ、其寓する状、稍を
見るに、已に流と云て、さて問けるに余の如く交
けるを、漢ふ何と云ふを問く心、朋友と学ん云と
云ふ、其朋友の道を見て、互に善を勧め相ふへ
き物と云ふ、善を勧むるの心得と問
へ心、勿忘、勿固、勿我、其善を服すべきを
云ふ、已に学けるに子と金と善を勧めあひ、いの
ふ云ふ、善を勧やうや及ぶ、我を勧めあひ、君ことを思ひ

高橋

て百ひ中絶つんと云ふ、然も有ふそ、まつ
山陽志の著作、郊以配乎天、廟以享于祖と云く
ふ事遣へり、瓊杵氏炎見氏を云ふ、乱を
由を作す、其非事を考を考るあまりに上の論る故を
ともも語りしの心、云く思へて、云ふ作り、此る心す
へし、今思へ心、職を考ふ思ふ、考く
論ひ諭し給へ、考を立して云ふ、其作の日々のめくを
来て、いと暗しく語おくる稍々古道を辱く思ふ
心の出来て、已に為きかりて、厳しき考
を文を考ふ、心陰を真の道を、うつうつ
弁へ考へ、其る所を思ふる、式人も昌言を求て考ら
す為しを為あの心其る本つきて、及う昌言を作て非

事を知れる由を記して、拜島言とゝみ書を作り、山陰志、
藤雲志などを記せる失を改めてもとして、書如けるこの其
ほうを為もて、文化十年七月書るゝも、為方なる、其病
あるゆゑ、しいく治ひいとゝ者くゆゑに、興直
りて、唯古道のみほ未だ成ることを嘆ぜり
て、其を治せるも止まず、ますます苦しく涙をとして、泣あの痛
いしさる、已う治めることゝ、中ごろ病ふ隆るゝ思くて
後ゝ人して言つる事とすりき、さて其藤雲志の
稿なる甚こは、迫き法甚、下毛四日光山なる
修験信部と云みの男を客て其稿す片成ることを
乞ゝ又ものの作為ゝ倣ひ記る事ゝ、今ゝる藤
雲、俗ゝき、あゝ、死のとゝ上のゝ為め

高橋

く誤りもとゝ少のゝ、其ゆゝ是ゝ、已この書の
誤りを利り正しとる論ゝる其を書るき著ゝし、藤雲伝
考といふ書を作りて、むのゝこの考の説を附あてもと思
へと、嘆ゝゝていまだ得果さずゝ

○ 栁巷説苑

右敬業堂主人栁巷説苑の一冊あり、本下順庵の門人栁子
玄輔の撰ゝ所とゝ、右敬堂保己一の蔵ゝ所なるを
刻せしゝゝ正徳の四ゝ

○ 周公謹の癸辛雑識に誘ゝ云、虎生三子、又有二魅、
最猛惡、能食虎子也、余聞猟人云、凡虎將三子、
渡先、憲先往則魅食子、則又先負魅、次往彼山岸既
而契二子、次至則復契子魅、次至、遂則又契一子

往為、最後始契「魁」以去、蓋極意関防、推恐良其
子故也とのことなり、こゝ此方のうたゝかの
のすゝ完のるつなしの法とおるべしことなり
○石田治部少輔三成詠やまとのち其世すめらの世
めるるこゝろ方を人事盤をといひる世を
こゝしなる者のるるん心もれそれをのはさるる
のるいるるる

あつめそふやのそしめん手をつかはしたるよ宋景濂のつくりたるところとそ大人の叔母兄弟を指す、兵聖人の名をもて乙巳八月身を三千七十士人弟子の数八の子八七十二賢をもて聖人三千を教化し給ふ、その中七十二人あるところ〳〵落れたるを拾ひ集めて作る礼を通しをこなひ作る礼を通しをこなひ礼をおこなひ作る礼を通しをこなひ礼をおこなひ

○伏見院正応二年六條夏の内宰相家定を経なりて長くあり長くあり時代の輩なのもて夢物語をうさうしまく解出しける、こんくあれ、ひとくりちさんとの心をもてかつ拾遺のもとをもつの女の人を通くはうしろ輩もこの心をもて

高橋

○銀子を京方と名つけけるを不毛といふこころをもて出師表をしるしあつめたる関東ありける勅使のうのけぬきをとめをさるえとはつけるとそ記はゆ守人美ほしさんし

○雲の宮をいはゆ（このすみとるとも物やまとうの雲の宮とは俗よりふゆやけのことをもて雲の宮をいひ久やけをもて雲の宮とふ田家之行雲の宮不出市、豪雲家老千里とあるまれ雲の宮家雲の宮無水奥条ともなり

○ひしいきをもて推古天皇のうしるまひけるときはをくひをもてあつきこをもひをもて又なりひきの出をいひしめをもて俊頼を俊頼のうい是なり

さと久茶屋と木梨軽皇子のあしひきの山田をつくり山こそはよけれ人は立て天皇心奇しきかもこれもいつ見のみうるわくひとをみのしくそもや

○東海道抄録

南畝莠言の中に「東海道抄」と題する書あり。余が下毋の文を見るに、下毋書者を切るに生の一二節を左の如し。

○此の書は我国の文を綴て曰く日本人へ被の字を用る事を切に思と見木子四郎是を由てこれを綴て文を書れ五の言のごとし。而て「何所へ何」と書べきを何と書て大なる誤なり。畢竟為レ何被レ何と書て大なる誤なり。畢竟為

高橋

と被を用ひ字義を為をうんと訓じ被を多と訓しても義理に通ずる為の字を置るべ所の字見の字を用ひべし。世の大家先生生涯誤り来れり。仁斎先生の所謂妄撰なるべしと謂ふべし

○但徐福の孔子の畫像の賛に曰日之謂二夫斉一去豈敢、是謂不孝育、五豈敢、亦唯唐帝之賜衣冕十二章儀然王者服萬世之下萬里之外、伏惟聖徳遠矣哉、癸卯之夏日本国使人物茂卿拜首拝手謹題北条人の二字看客以為如何とまる其評を聽まるべし

○杯をさす、さすといふものの擬の字なり

○本田善光とゝいふ人ハ開闢以来いまだ出生せざる人なれども
仏教の狡現ゞ寓言せしや善光寺を因てゞ[illegible]
を設けゝ[illegible]
屠氏の世を欺くゝ為ゝ[illegible]
内ゝ善光夫婦の像を設け鐘を撞手あるとも
れども文盲人の伝ゝ作ゝ事なんハ時代の人の[illegible]
付会をなゝず此時代ゝ[illegible]
実の[illegible]ゝ[illegible]
ハ実論[illegible]
道の[illegible]
言[illegible]
権現ハ法華経を[illegible]

高橋

あゝ[illegible]と思ゝ[illegible]此時のゝ多くハ仏
の人ハ往古をゝ[illegible]
○四機法法を[illegible]
視ゝ[illegible]
の[illegible]
ゝ狂[illegible]
練の[illegible]
[illegible]
もあゝ[illegible]
ゝ但[illegible]
めゝとゝ[illegible]
ん

○いわせ接骨の起る

出羽の国にて接骨を習ひ、いわゆる接骨、針術をよくす、傷寒論甲乙、または針灸大全大成のごとき、多く誦すと、沿術のひのまくんのろく秘訣奥州岩瀬郡の産、寺家出て、針術の修行をんとおもひたちけるに、諸の師の説のきて出家のやうにて醫をんどしるべのみ、ひるあみのきて出家のやうにて、怨を法華もひろめ、先をもてその先く（行侍ふ）（このせしうち、江戸、いたるの日、そのふみを深くおさめて出さず、おもく市中ひいあるときは、按摩導引針灸して業をしはそのくらい九尺斗の小屋をかりて、こゝへうつりぬ、そのる

不成就のうけんが人をいめぬ、彼ほまるとぼふ屋をたてげるうる事はいるとゝいひぬ、かのふみ遂の也さまして、今は此ふみ出しして、うるんの醫をんどる事をうかたかくしとそ、もたらず、かのみるようつる時、米ひつかいめるる、大きうるを見てみりの小屋の大うる米ひついあるぐあるをいひしの、又の絵へ、祖師をふるの大うるを用るかつべしといひぬ、そうるをもうして、宗祭へけるる

○光壹　附秀衡の墓

平泉志　金色堂世俗光壹と称す　の條を見る

鎮守白山社の南にあり、天仁二年清衡建立す此壹

三間四面中の間七尺二寸内陣の間五尺五寸柱一丈九寸内の上下四面素漆を掛け黒漆して其地を重厚し金箔を貼し金色を輝うす内部八鶴柱彫梁走り螺鈿珠玉を飾り中壇の四隅に八七寶莊嚴冊寸の柱を立て柱あり十二支佛を置し中壇に阿彌陀如來勢至菩薩持國二天地藏各法橋定朝作部し十一經を安置し左右の壇に六角し三壇中に藤原氏三代の校を納む造瑛各書部として校を納

(右) 秀衡
(中) 清衡
(左) 基衡

高橋

秀衡の校例に忠衡の首桶

(附言) 寛永年中修補の時仙丹中納言吏に命じて棺中を點檢せしめられ三代死骸全たく事を傳へて野乘に記す清衡棺長サ六尺廣サ三尺白絹を以て之を裹み劍一口乃ち鎧守府將軍の印章を納む基衡も白絹を以て之を包み白布を被り錦袍を表す秀衡も六角側に忠衡の首桶あり高サ二尺方一尺なり又元禄十二年修補の時新に梓を造り其棺を納む冬劍二口を棺中に出す(劍乃ち貴賤什の條に詳す) 此時或は修記に云清衡の棺は黒漆にして上に金箔を置き基衡の校は朱漆にして秀衡の校は黒漆にして忠衡の首桶も黒

漆を棺桶共之を拭ひ塗りを堅牢なり三代の
のも死骸全く白將衣束錦の直衣を袴を印畫
ハ各別なり皆面體常人の変なるまとい（ども長ハ
大なり清衡棺中の太刀一腰鳥紙袋一個ありて其内
に鎮守府將軍の綸旨及び其他数多あり基衡
棺中にも太刀小道具種々あり棺を清衡御死後
の文字を唐櫛にも書なり二代も之の準す云々又元
文三年修復の時三代の棺を開き見る中
に秀衡の棺破損し四隅欠け開けたりしの板の
厚さ一寸許なり内おなじく漆なり上に金箔を
貼り遺骸ハ皮肉骨乾固まり色薄黒くして毛
髪一寸許長ハ中人と見申候清衡基衡棺ハ損なす北二棺

高橋

ハ木地に金箔を貼り秀衡棺の側に造衡首桶ハ個一端
許も黒き皮なりと府廳の役人仙北吏
員なり上申せし書面見るに北の方定棺
いしきものハ之を覆ふ太刀ハ今行錆なるの
ゆ鼻紙袋に鹿皮なるまくうるまと云ふ
（なり）
北面なる七寸余の黒石を以て漆塗なるもの之形
を消滅なるもんりと云ふ造法ハ如何なる
なれし立方も形なるも形なるもの
也鎮守の色なるものの棺ハ桂ぬ此板を厚さ
いかなる形の第一視別所の鏡のなるなる
棺（なるもの角四角なるなを如くべ

あるべき俳諧の道をしるべし本来の俳諧
石神ち芭蕉翁の句を知す

五月雨の降残してや光堂

まるよ志の海南をく地獄極る人ゝ時矣す昔尼
上といくさも金沢を默やしと云ふもの狂雄氏
なるを時雨の中より見る見の多況をる立像す
へし此芝生の古く其老を眼をわ川鮭も上ら
さうしと俳句を言俳（とんが文も之んを祝ま
すべしと

○三都謎の解

退屈男旅行記をく古るまあ〳〵かけうを
いふるを出しとう（かけが狐人尼をあの料をかな

高橋

まて〳〵とうるさうの人ゝ大船とゝきそう
ちつめんぶみをそつくといひける京の人は女とゝき
けるゝそのさんにつくといひける江戸のかるきもの
ハ茶碗酒とゝきける、とく公、引かけて狗るとゝいい
ける、そとうあしるあ〳〵殿の茶、沸けつくり
なるそう、さんでもいまは沸さまる〳〵しあ、みる
わかこのむとゝろおしし食を沸をすめるは此か
けが狗の数いをまを多うあ〳〵

○華山之〳〵

雲州略傳〳〵大樗納庵曰、華山軀幹雄偉、音吐
如鐘、其作文援筆立成、平生長鈌短袴、不識者
以為武人也、嘗與余同訪其氏、関西洋地球図、華山

嗟賞不已、自午前至晡後、凝視諦觀、不喫飯、不飲茶、默坐而始止、又聞諸其家人、華山坐一室、讀書至半夜、遇得意處、則呵々大笑、若無人談論者、家人為常、而不怪真奇士矣

年譜云、曰、寛政五年九月十六日、先生生於半藏門外田原侯邸、數旬不開目、衆以蓍、試卦其背、忽然瞑開、先生年七八歲、乘過牛車、誤觸陸奥溝、祖母大驚、呼之、伯登徐起、應答、絶無虞色、人期大器云

先生十六歲、為近習、一日供諸因僚詣浅草寺、憩一茶店、將去、因僚令先生投茶錢、先生不知錢數、衆傳笑之、而不知為其大器、亦在茲也

先生平生憂海防、謂海防自知事情始、而事情非為蘭学不可得知也、於是、訪同友人中為蘭学者、畫海外各國地章旗幟、於里巷鄉老等宅前、皆預知之

捕吏搜先生家、四壁徒立、惟有書數匱而已、怪問家禄、而不知先生、而無一長物、是必内人私匿、妻去無房薄手吏、捕吏嘆美其清貧云

先生十年時登娼樓、每買醜婦、言曰、彼蓋無客、不怪人之誤我買之、亦救人之一也

其買妓也、投纏頭、常傾囊底盡數投之

○

岩橋遜事曰、李之產曰、嘗玩錢字、字上若一戈字、下若一戈字、真殺人之物、而人不悟也、然則兩戈爭其山主非賤乎、いかゝ、錢無下字、この說もて戒をなす、退耳菴

○欺

水滸傳に店小二が林沖に酒をうるぬをいうて、泄元を欺のといひし事あり、いま憑るすることいふ事なあらぬ、冷艷全欺害もその事なりとぞいふものあり、通鑑晉紀、呂纂見呂超責之曰、卿恃兄弟、桓温乃敢欺孟、注今人謂相支為相欺、また北史云云 今上

○下筮のえき

水府の人よくト筮の事をなす者あり、ある日、野色へ行けるに、女のこのつゝみたるものを手すりて、はるうの山のそばを行けるにぞ、その人へ手をそちとるものゝ何ぞやあるゝんといふに、忽ち抵をゝしといふ、あゝ、とへば、廿四あるゝしといふ、人をして見せけるに、

そゝ言の吹てゝし、いうゝもいひあてゝるといひあゝ、といましたのひて、みんゝ女のそゝつたひ行に、風あき来りて股のみへしるゝ、抵をゝいひけり、その股しろこのうけんゝ、四六廿四とひけるゝ、沁う郎志あゝ、ひとゝぎすあゝ、ゝゝ、ゝゝ、と弥ゝるあゝ云云 今上

○

秀吉公の前にて、利休が鶴の庖丁見て、まゝ投言ゝ、ゝゝしうすゝゝくしとしよ、庖丁ゝ人にたゝめんゝあまりゝ汚なんゝいうへのかたゝしけづりゝ仕りゝとゝいひぬ、また床の柱をはなをかゝる釘うつに、工匠ゝひて上下さまくゝしけんゝ、とうゝ心ゝ庖ゝ、やゝゝ志て、その所のゝゝゝをゝけんを利休の言しを、あまゝに事むつの

しものとおもひけんみし釘のしりもとはなのあとなどなるし、
あやまちしさまし釘をあとしてうつ、利休へまゐらせるとて
く釘をあてさせて上下さまくるるを、日頃おもくども
ようこういたる、工匠あまうつ受けの穴かのしるしせしあとく
釘をさしあてなんぬ、なのところをも極ちうとゝ言し
とて、ゑいいたかうとうるかの、茶器買くんよとて生て
あるし、えんへとしてろ思ひつみてなくはくしてうと言や
りとうに、麻の布を多くかいてやりて、器ものはさして
物ひへうて、茶中さへ新うしけの穴、寒いかほと
ゝ拭うへしと言やりとうとて、まの千るの香爐
を一箱あるのかいて、三つの豆一つ丈とゝのはずわの高さ
かなけうとて、一分ゐどまうとて氣象へいつの頃

高橋

紀年の及ぶべきるハあらざりけりと臣玉葉記るあり

○

茶入てあらのハ日本の製とうて、唐物とりあへみる我国えつ
くりしのて、まことの船来のしるへ、茶まなく土をとみる
いも及ぶず、思ひわのうて、言る能の茶はんもるきあ
と心ゐ、唐うきとる茶入ハ、ちきうものと思ひて見るくし、
真のかうゝひ唐あるえ思ひて見るくし、千陵京
情萩ううて仕せとるものてう、云ゝ(臣玉葉記)

高橋

以下
7丁
白紙

宮豐館

明治二十八年十一月上旬

高橋